



サルスベリ

梶 税務 経営 ニュース



編集 発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

7月 (文月) JULY
16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

ワンポイント 運転経歴証明書

高齢等で運転免許証を返納した者の申請により交付される返納前5年間の運転経歴の証明書。従来は、交付後6か月に限り身分証明書として使えましたが、本年4月1日から期間制限がなくなったことに伴い、税法で規定する金融機関等に提示する本人確認書類にも、運転経歴証明書が追加されています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税 (都市計画税) 第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料 (概算・確定) 申告書の提出 (全期・1期分) の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月17日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

税制改正

Q&A

平成二十四年度の税制改正は、四月一日に施行されていますが、その中で、大きく変わった①給与所得の特定支出控除、②事業用資産の買換え特例、③創設された国外財産調書制度について整理しました。

1 給与所得の特定支出控除

Q 特定支出控除の範囲が改正により拡大されたようですが、その内容について教えてください。

A 特定支出控除は、毎年、全国で一桁台あるいは二桁台でも十数件の適用しかないのが実態です。給与所得控除に上限を設けることに併せ、特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲のうち、資格取得費の範囲が拡大されるとともに、新たに勤務必要経費

が対象に追加されています。

具体的には、特定支出控除について、就労の多様化等を踏まえ、特定支出の範囲から除外されている弁護士、公認会計士、税理士など、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って、特定の業務を営むことができる資格の取得費を特定支出の範囲に追加しています。

また、勤務必要経費として、職務に関連する、図書費、衣服費、交際費は、特定支出の範囲に含まれることになりました。なお、この勤務必要経費については、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないように、上限を設けています。

図表1が従来の特定支出で、図表2に掲げる支出内容が追加されています。

図表1 控除対象とされる特定支出の範囲(改正前)

項目	特定支出の内容
通勤費	通勤のために通常必要な運賃等の額
転居費	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費等の額
研修費	職務に直接必要な技術・知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用
帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費(月4回程度)

図表2 特定支出の追加範囲

項目	特定支出の追加範囲の内容
資格取得費	職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
勤務必要経費	次に掲げる支出(その支出の額の合計額が、65万円を超える場合には、65万円を限度とします。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明されたもの ① 職務と関連のある図書の購入費 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの ② 職場で着用する衣服の衣服費 制服、事務服その他勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出 ③ 職務に通常必要な交際費 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、応接、贈答その他これらに類する行為のための支出

2 事業用資産の買換え特例

Q いわゆる「9号買換え」が改正されたようですが、その内容を教えてください。

A 平成二十四年一月一日以降の譲渡について、その譲渡に対する買換資産のうち、土地等の範囲を事業所等の敷地でその面積が三〇〇平方メートル以上のものに限定され、適用期限が平成二十六年十二月三十一日まで延長されています。

【事業所等の敷地とは】
特例の対象となる土地等の範

囲は、事業所等の敷地とされましたが、具体的には、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設(福利厚生施設に該当するものは除きます)の用に供されるもの(その施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の

用に供するものを含みます)又は駐車場用に供されるもの(建物や構築物の敷地の用に供されていないことについて、やむを得ない事情があるものに限られます)です。

3 国外財産調書制度

Q 国外財産調書制度が創設されたようですが、どのような制度なのか教えてください。

A 個人がその年十二月三十一日において合計五、〇〇〇万円超の国外財産を有する場合は、国外財産調書を翌年三月十五日までに税務署長に提出することになりました。

(1) 国外財産調書の記載内容

〇〇年…国外財産調書			
国外財産を有する者	住所		
	氏名		
.....
.....
.....

(2) 提出の有無による加算税の軽減と重課

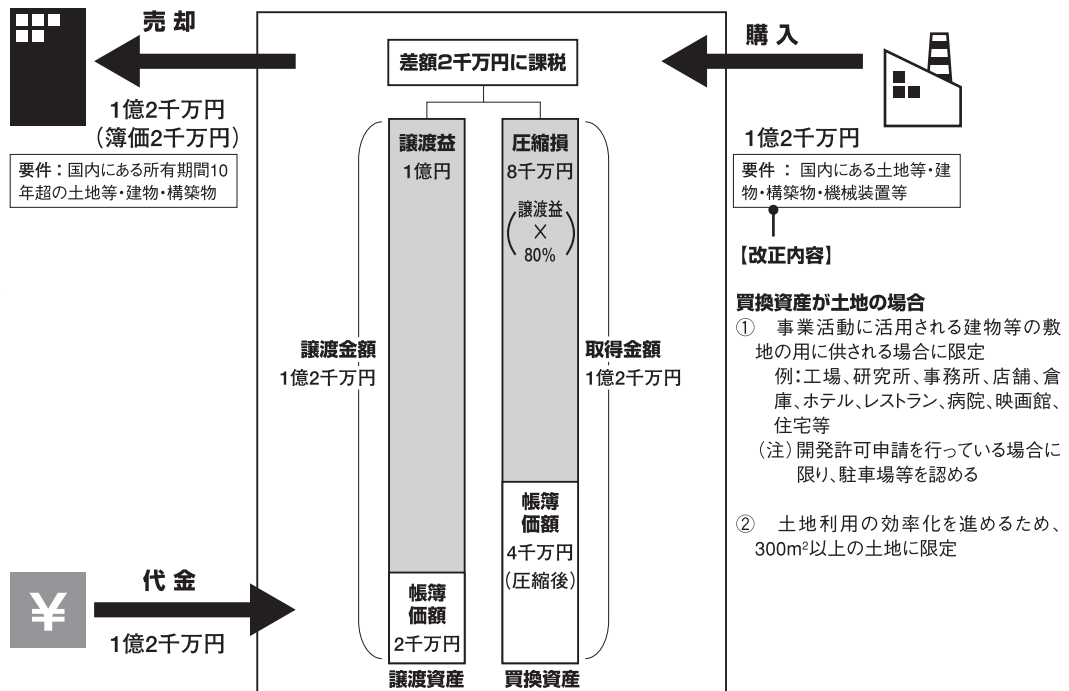
① 提出した場合の軽減
提出した国外財産調書に記載済みの国外財産について、所得税又は相続税について申告漏れ又は無申告となった場合、通常の過少申告加算税又は無申告加算税が五%軽減されます。

② 提出しない場合の重課
①の場合と逆に提出が無かった場合、通常の過少申告加算税又は無申告加算税に五%重課されます。

国外財産調書には、財産別に、事業用か一般用かの用途別、種類別、所在別、数量別、価額の記載が義務付けられます。種類別とは、たとえば、その財産が預貯金の場合は、当座預金、普通預金、定期預金等の種類に分けて記載することになります。貴金属類の場合は、金、白金、ダイヤモンドなどの種類に分けます。

事業用資産の買換え特例の仕組み (財務省資料)

- 本来譲渡益1億円に課税されるどころ、圧縮損との差額2千万円にのみ課税
- 8千万円分の譲渡益は買換資産の売却時まで繰延べ



従業員に 社宅や寮などを貸したとき

従業員に対して現金で住宅手当を支給する場合や、従業員が直接契約している場合の家賃負担は、給与として所得税が課税されます。しかし、会社が所有もしくは借りている社宅等を従業員に対して貸与する場合には、その従業員から1か月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取っていれば、会社が負担した金額は給与として課税されません。

賃貸料相当額とは、次の①～③の合計額をいいます。

- ① （その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2%
 - ② $12円 \times (\text{その建物の総床面積 (m}^2) / 3.3 \text{ (m}^2))$
 - ③ （その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22%
- 従業員から受け取っている家賃が賃貸料

相当額を下回る場合には、次のように取扱います。

- (1) 従業員に無償で貸与する場合
賃貸料相当額が給与として課税されます。
- (2) 従業員から受け取っている家賃が賃貸料相当額より低い場合

受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。しかし、従業員から受け取っている家賃が賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は給与として課税されません。

賃貸料相当額は、会社が他から借りている場合でも計算する必要があるため、貸主から固定資産税の課税標準額を確認しておく必要があります。

なお、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な場合に、仕事の都合上、社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

適用額明細書とは？

法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいいます。

租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証するための仕組みとして、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付することが義務付けられました。

例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった税額等を減少させる法人税に関する租税特別措置の適用を受ける際に添付が必要となります。

添付漏れや記載誤りがあった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。そのため、そのような場合には、速やかに提出または再提出をしなければなりません。

中小企業投資促進税制の見直し・延長

中小企業投資促進税制とは、中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除（七％）又は特別償却（三〇％）の選択適用を認める措置です。

平成二十四年度税制改正法が三月三十日に成立、四月一日から施行されたことにより、その適用期限が二年間延長され、平

成二十六年三月三十一日までとなりました。併せて、対象設備に製品の品質管理の向上に資する試験機器等が追加されるとも、デジタル複合機の範囲の見直し（複数台で合計一二〇万円以上から一台で一二〇万円以上）が行われています。

また、情報基盤強化税制について、対象設備のうちソフトウェア部分が中小企業投資促進税制に統合された上で、廃止されています。